

令和4年度第2回 さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年7月28日(木) 午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 会 場 ときわ会館 小ホール
- 3 出席者 委員5名(涌井雅之(委員長)、町田誠、関根ゆり、門馬行財政改革推進部長(都市戦略本部長代理)、竹澤都市局理事(都市局長代理)
オブザーバー3名(黒田典子、本多都市計画部長、麻生みどり公園推進部長) ※敬称略
事務局(都市公園課)4名(課長、担当3名(うち1名司会))
(都市総務課)3名(課長、担当2名)
- 4 議 題 与野公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について
- 5 公開等 非公開(さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例第7条の規定による)
- 6 傍聴者 ー
- 7 審議内容 与野公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について
- 8 問合せ先 さいたま市都市局みどり公園推進部都市公園課
TEL 048-829-1420
FAX 048-829-1979

9 議事要旨

●委員の欠席及び、委員長の交通渋滞に伴う遅刻への対応

本日欠席であった都市戦略本部長に代わり門馬行政改革推進部部長、都市局長に代わり竹澤都市局理事が出席した。また、交通渋滞に伴い定刻に遅れての参加となる涌井委員長に代わり、町田委員長職務代理が涌井委員長の到着までの間、議事進行を担った。

●会議録へ署名する委員の指名

令和4年度第2回委員会の会議録の署名は、町田委員長職務代理が関根委員と門馬委員を指名した。

●議題 与野公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について

<説明>

事務局より、与野公園整備・運営管理事業公募設置等指針(案)の内容について説明。

<質疑等>

Q 指定管理業務の対象範囲について、既存の公園施設も含まれることを、事業者が分かるような記載に修正することが望ましい。併せて、6及び19ページのスケジュールについても同様の修正が望ましい。

A ご指摘のとおり修正する。

Q 10ページの規制内容として建蔽率や容積率等が言及されているが、都市計画法以外の法も包括するように修正することが望ましい。

A ご指摘のとおり修正する。

Q 3ページ目の「事業対象範囲」について、大きくするか、別途資料として明示する方が望ましい。また、土地の改変を不可とするエリアと未買収区域で公民連携事業からは除外しているエリアの表現を別の表現に修正することが望ましい。

A ご指摘のとおり、修正する。

<結果>

本委員会において各委員から指摘のあった箇所を速やかに検討、修正後、委員長の了解を得ることで、公募設置等指針案については了承された。

以上